

平成29年度 政府予算の概要について

平成29年3月27日、平成29年度予算案が参議院本会議で可決され、成立となりました。

一般会計の歳出総額は約97兆4,547億円、過去最大であった平成28年度に比べ、当初予算比で約7,300億円の増額となります。

そのうち、ビル業界に関連する主な事業は次のとおりです。

I 都市の安全確保のための支援措置

1. 耐震対策緊急促進事業 (国土交通省)

建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法(平成25年11月より施行)により耐震診断義務化の対象建築物について、耐震診断・改修等を行う場合、通常の助成制度(住宅・建築物安全ストック形成事業)に加え、国が重点的かつ緊急的に支援する制度です。

平成25年度に創設され、平成30年度まで実施されます。

【制度の概要】

補助対象・要件:

①不特定多数の者が利用する大規模建築物(ホテル・旅館、デパート等)等

1) 補強設計費用 [通常] 国費1/3→ [緊急支援] 国費1/2*

*地方公共団体が支援策を整備していない場合、国単独で1/3

2) 耐震改修費用 [通常] 国費11.5%→ [緊急支援] 国費1/3または2/5*

*地方公共団体が支援策を整備していない場合、国単独で11.5%

②緊急輸送道路等の避難路沿道建築物等

1) 耐震診断、補強設計費用 [通常] 国費1/3→ [緊急支援] 国費1/2

2) 耐震改修費用 [通常] 国費1/3→ [緊急支援] 国費2/5

補助期限:平成30年度(期限まで交付対象事業に着手)

2. 耐震対策緊急促進事業(長周期地震動対策) (国土交通省)

長周期地震動対策への支援制度は、これまでマンションを含む区分所有建物に対象が限定されていましたが、平成29年度から3大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)などに所在する民間の超高層ビル(高さ60m以上)も対象に追加されました。

【制度の概要】

追加対象:

①平成12年5月以前に建築されたもので、長周期地震動対策の対象区域(図1の青、赤及び緑の区域)に所在するビル

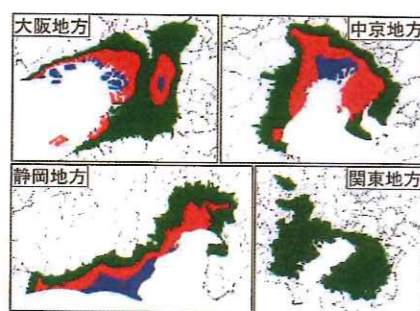


図1 長周期地震動対策の対象地域(10ページ図1に拡大図を掲載)

②平成12年6月以降に建築されたもので、長周期地震動対策の対象区域のうち、想定される地震動が特に大きい区域(図1の青及び赤の区域)に所在するビル

補助要件:

- ①耐震診断・改修設計
構造計算において長周期地震動に対する安全性の確認が行われていないこと
- ②改修工事

- ・長周期地震動により倒壊または損傷の危険性があると判断されたもの
- ・地震に対して安全な構造とする旨の所管行政庁による勧告を受けたもの
- ・制震改修等の結果、長周期地震に対して安全なものとなること

補助率:

①耐震診断・改修設計費用 国費1/3

②改修費用 国費11.5%

補助期限:平成30年度(期限まで交付対象事業に着手)

*10~11ページに詳細記事があります。

3. 災害時拠点強靱化緊急促進事業 (国土交通省)

大規模災害時に発生する帰宅困難者を民間ビル等に受け入れてもらうことなどのため、一時滞在スペースや備蓄倉庫等の整備費を支援する制度です。

平成26年度に創設され、平成30年度まで実施されます。

【制度の概要(帰宅困難者対応の場合)】

対象施設:地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル等

対象地域:政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺

補助対象:帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)

補助率:国2/3、地方1/3

4. 耐震・環境不動産形成促進事業 (国土交通省、環境省)

耐震化や低炭素化が進まない老朽・低未利用不動産について、国が官民ファンドを通じて民間投資の呼び水となる出資を行うことにより、一定の耐震・環境性能を有する良質な不動産供給(改修・建て替え・開発事業)を推進する事業です。

II 地球温暖化対策のための支援措置

5. 既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事) (国土交通省)

省エネ改修工事やバリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示することを要件に国が費用の一部を支援する事業です。

要件:躯体(外皮)の省エネ改修を行い、改修後に一定の省エネ性能に関する基準(エネルギー消費量を15%以上削減)を満たし、省エネ性能を表示すること

対象:省エネ改修工事費用、バリアフリー改修工事(省エネ改修と併せて実施した場合に限る)費用、省エネ性能の表示に要する費用

補助率:1/3

限度額:5,000万円(設備部分は2,500万円)

*省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は2,500万円を加算

6. 既存建築物省エネ化推進事業(改修工事を伴わない省エネ性能の診断・表示への支援事業) (国土交通省)

建築物省エネ法による省エネラベリング制度の運用開始に併せて、改修を伴わない場合であっても既存建築物の省エネ性能の診断・表示を支援する制度が平成28年度から創設されました。

要件:300㎡以上の既存建築物における省エネ診断(エネルギー使用実績値ではなく、設計図書をもとにした設計一次エネルギー消費量の計算)および表示(建築物省エネ法に基づくBELSや基準適合認定表示等の第三者認証等)を行うこと

対象:

①設計一次エネルギー消費量等の診断に要する費用

②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に要する費用

③表示のプレート代など

補助率:1/3(特に波及効果の高いものは定額)

*平成29年度より、従来の補助率方式(補助対象工事費の積み上げ)だけでなく、新規に設けられた標準単価方式(一定の要件を満たす場合に補助金額が設定)とのいずれかを選択できるようになりました。

7. サステナブル建築物等先導事業 (国土交通省)

省エネ・省CO₂や木造・木質化等による低炭素化、健康、災害時の継続性等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブル(持続可能)な社会の形成を図る事業です。

補助率:1/2

*省CO₂・省エネ化は、新築の建築物等のプロジェクトについて、採択プロジェクト総事業費の5%または10億円のいずれか少ない金額が補助限度額

*平成29年度より、小規模建築物(2,000㎡未満)に限り、従来の補助率方式だけでなく、新規に設けられた標準単価方式とのいずれかを選択できるようになりました。

8. 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(経済産業省)

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化(*)を推進するため、高性能建材や高性能設備機器等(空調、照明等)の導入を支援する事業です。

*ZEB/ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス)と略称され、年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなるビル/住宅

補助率:2/3以内(上限5億円/年)

9. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(経済産業省)

省エネや電力ピーク対策を行うため、高効率設備・システムへの入替等を行う際に必要となる費用を補助する事業です。

補助率:1/3以内

*エネマネ事業者(エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギーを支援する事業者)を活用した事業 1/2以内

10. 業務用施設等における省CO₂促進事業(環境省)

次の2つの制度が平成28年度に創設され、平成30年度まで実施される予定です。

(1) テナントビルの省CO₂促進事業 (国土交通省連携事業)

環境負荷を低減する取組みについてオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取り決めを結び(グリーンリース契約等)省CO₂を図る事業者を支援する制度が創設されました。

対象者:建築物所有者

対象経費:グリーンリース契約等を締結するために必要な調査費用

当該契約等により行う省CO₂改修費用(設備費等)

補助率:1/2以内

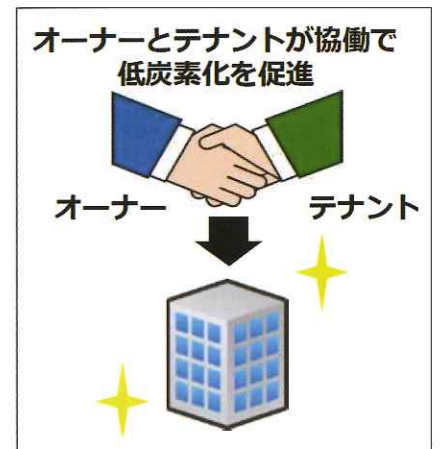


図2 テナントビルの省CO₂促進事業のイメージ

(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携事業)

中小規模の業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援する事業です。

対象者:建築物の所有者またはリース事業者等

建築物要件:業務用建築物は2,000㎡未満(2,000㎡以上は、8.住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業により助成)

対象経費:ZEB実現に寄与する空調、換気、照明、給湯、BEMS装置等の導入に要する費用

補助率:2/3以内

補助要件:エネルギー削減率50%以上(再生可能エネルギーを利用した発電を考慮しない)